

夕張市告示第 65 号

夕張市役所新庁舎整備事業（設計、建設、維持管理・運営）の一括発注に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 1 日

夕張市長 厚 谷 司

1 本プロポーザルの目的

本プロポーザルは、夕張市役所新庁舎整備事業において、設計、建設、維持管理及び運営を一体的に実施する事業者を選定するため、公募型プロポーザルにより、価格のみならず技術力、企画力及び実施体制等を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を契約の相手方の候補者として選定することを目的とする。

2 事業概要

- (1) 事業名 夕張市役所新庁舎整備事業
- (2) 事業場所 夕張市南清水沢 4 丁目 4 番地外
- (3) 事業内容 夕張市役所新庁舎の設計、建設、維持管理及び運営
- (4) 事業期間 契約締結日の翌日から令和 27 年（2045 年）3 月 31 日まで
- (5) その他 詳細は募集要項による

3 募集スケジュール（概要）

- (1) 募集開始日 令和 8 年 5 月 1 日
- (2) 参加表明及び参加資格確認申請書類の提出期限 令和 8 年 6 月 18 日（木）
- (3) 提案審査書類の提出期限 令和 8 年 11 月 26 日（木）
- (4) その他 詳細は募集要項による

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。詳細は募集要項による。

- (1) 応募者は、本事業を実施する複数の事業者により構成されるグループとし、代表となる企業を定めること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者（手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (4) 参加表明書の提出期限から優先交渉権者の決定の日までの期間に、夕張市建設工事等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 夕張市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 12 号）に基づき、暴力団員又は暴力団関係事業者には該当しない者であること。
- (6) 本事業に係るアドバイザー業務の受託者及び当該受託者と資本又は人事等において一定の関係のある者でないこと。
- (7) 本事業の実施にあたり必要となる設計、建設、工事監理、維持管理及び運営業務について、それぞれ必要な資格及び実績を有する者であること。

5 参加表明書類等の提出先

夕張市総務企画課総務係（夕張市本町 4 丁目 2 番地）

6 その他

本公告に関する詳細は、募集要項等を参照すること。

以 上